

北区立十条富士見中学校  
新築基本構想・基本計画

平成 21 年 3 月

北区教育委員会

# 目 次

## 第1章 施設整備に関する動向・状況

1-1	統合の経緯	1
1-2	統合2校の沿革	1
1-3	十条富士見中学校の通学区域	2
1-4	生徒数の推計	3
1-5	計画地周辺の状況	4

## 第2章 地域特性・計画条件の調査

2-1	敷地の現状	5
2-2	配置計画での留意点	5
2-3	敷地の法規制等の条件	5
	現況配置図	7

## 第3章 施設構想

3-1	敷地の特徴を活かした地域への貢献と連携	10
3-2	明確で管理が容易な施設計画	11
3-3	学習空間の充実	12
3-4	生活空間の充実	13
3-5	地域との連携の充実	14

## 第4章 施設計画

4-1	施設構成	15
4-2	施設規模	18

## 第1章 施設整備に関する動向・状況

### 1-1 統合の経緯

北区では児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第二次答申」(平成14年11月)に基づき、教育環境の整備、学校の適正配置、新しい学校づくりについて協議を行うため、平成15年度から16年度にかけて、町会・自治会関係者、PTA関係者、学校長で構成される「北区教育環境整備協議会」を区内7ブロック8地区で開催した。王子西地区においては、平成15年10月より平成17年2月にかけて協議を行い、次のような方針をまとめた。

- ・ 富士見中学校と十条中学校は統合して新たな1校となる。
- ・ 統合校は、現十条中学校の位置に配置する。
- ・ 学校統合は平成20年4月に実施することを目標とする。

その後、平成17年10月には「北区学校適正配置計画(案)」を策定し、地域での説明会と検討会を重ねた。

北区教育委員会では、平成19年10月に第6次(平成20年度)適正配置方針及び統合校の名称を「十条富士見中学校」とすることを決定した。

また、平成19年12月には北区議会において学校設置条例の一部改正が議決され、平成20年4月、統合校は十条富士見中学校として、旧富士見中学校の位置に新たに設置された。

### 1-2 統合2校の沿革

#### <十条中学校>

昭和22年 開校(荒川小学校7教室を借りる)  
昭和23年 校舎落成(現十条台小学校地)  
昭和38年 現在の地に新校舎落成  
          プール落成  
昭和61年 新体育館落成  
平成 元年 校舎大規模改修  
平成 9年 創立50周年

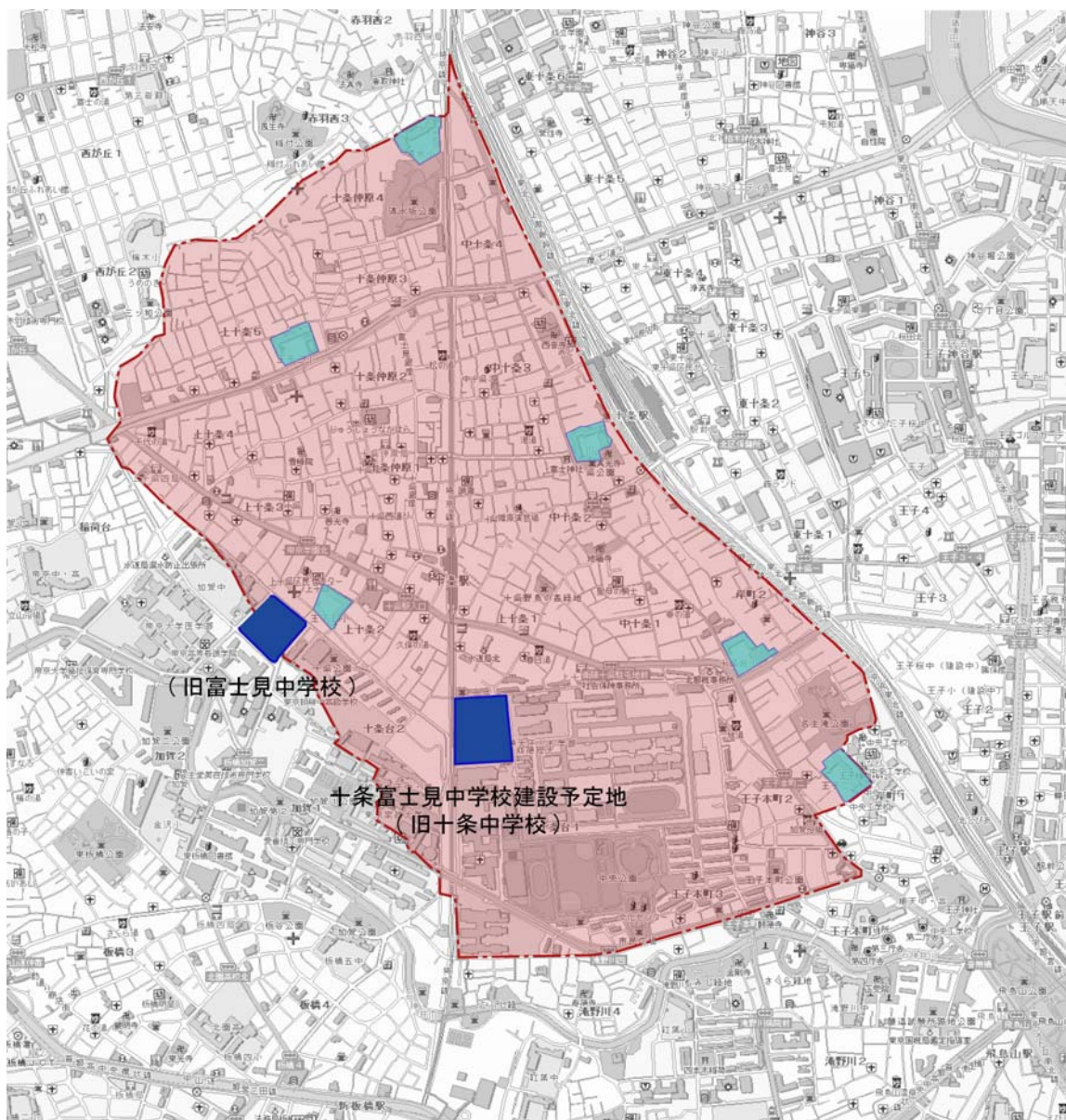
#### <富士見中学校>

昭和27年 稲付中学校姥ヶ橋分室が独立し、仮称姥ヶ橋中学校として開校(旧北ノ台小学校)  
          同年5月に校名を富士見中学校と命名  
昭和28年 校地校舎を現在地に移転  
昭和34年 体育館竣工  
昭和43年 新校舎竣工  
昭和48年 プール竣工  
昭和56年 体育館竣工  
平成 3年 校舎大規模改修  
平成14年 創立50周年  
平成15年 校舎・体育館耐震補強工事

### 1-3 十条富士見中学校の通学区域

十条富士見中学校の通学区域は旧富士見中学校、旧十条中学校の学区を合わせた以下の地域である。

- 王子本町 一丁目 19番～20番、二丁目、三丁目
- 岸 町 二丁目
- 中 十 条 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
- 十 条 台 一丁目、二丁目
- 十条仲原 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
- 上 十 条 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目



## 1-4 生徒数の推計

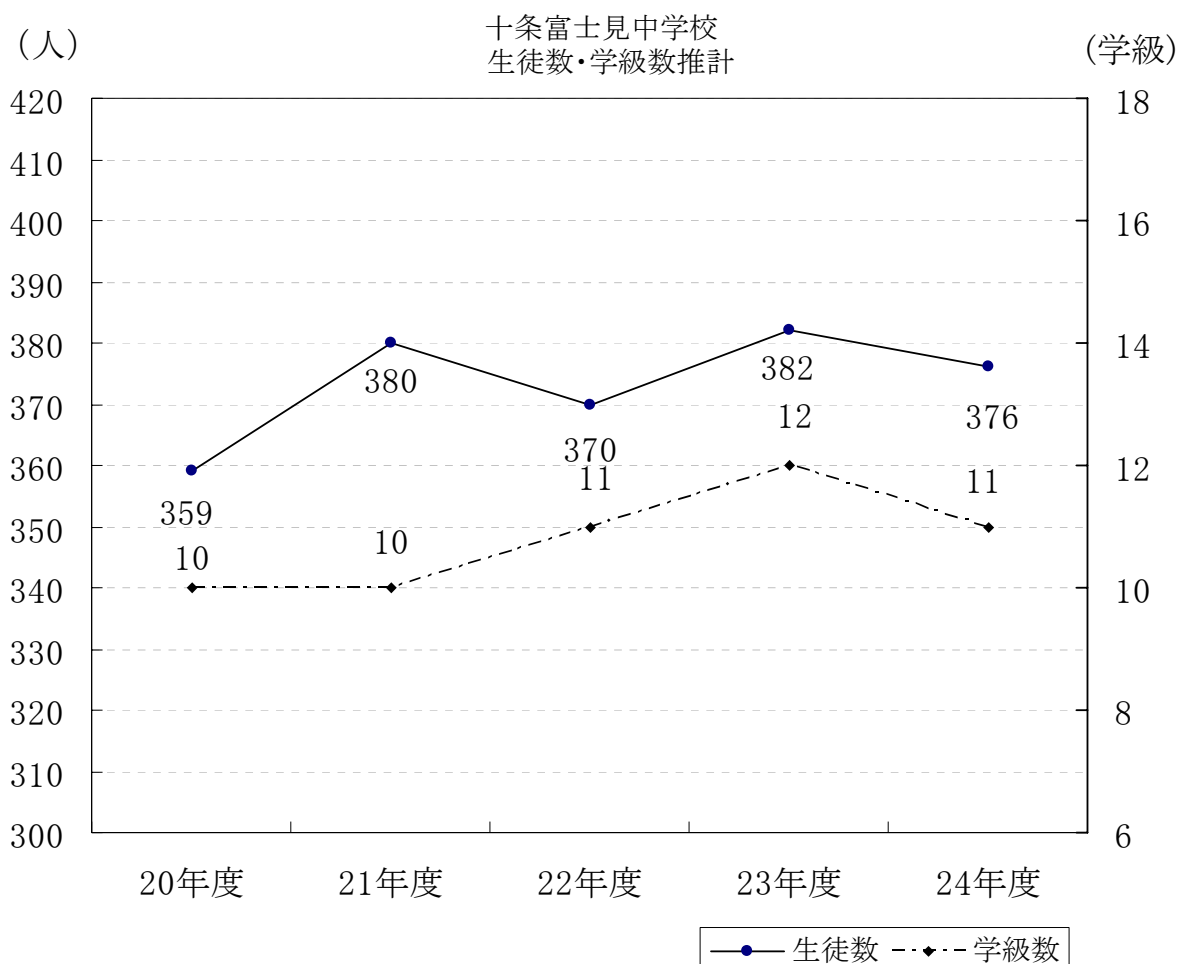
建設する新校舎の規模、教室数等を計画するため、十条富士見中学校の生徒数を推計する。

<十条富士見中学校 生徒数及び学級数推計>

平成	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
中学1年	120	3	147	4	117	3	130	4	119	3
中学2年	113	3	118	3	129	4	121	4	134	4
中学3年	126	4	115	3	124	4	131	4	123	4
計	359	10	380	10	370	11	382	12	376	11

※平成20～21年度の数值は各5月1日現在の実数。

平成22年度以降は平成20年度東京都推計による。

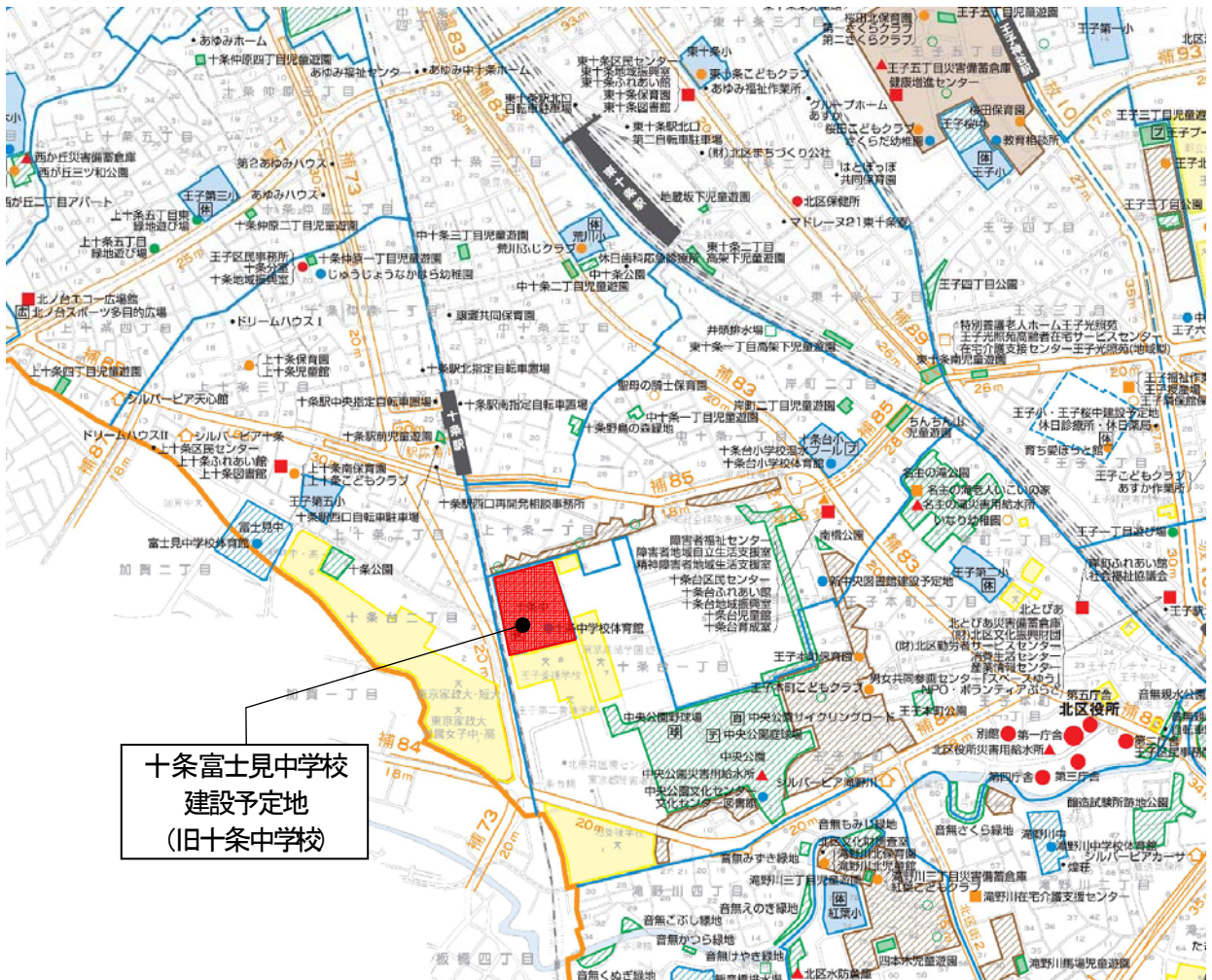


## 1-5 計画地周辺の状況

新校舎建設計画地は、JR十条駅から約200mの場所に位置している。十条駅前は今後の市街地再開発計画により人口増が予想されている。また、計画地西側に接し、地域を東西に分断している埼京線の立体化は王子西地区の重要な課題となっている。

北側には都営住宅と一戸建て住宅が広がっている。特に上十条、中十条の一部は木造住宅が密集しており、密集事業地区に指定されている。

一方、南側には北区中央公園や十条陸上自衛隊十条駐屯地、公私立学校があり、ゆとりある空間が広がっている。公園内には野球場、庭球場などのスポーツ施設があり、また、生涯学習施設である中央公園文化センターや中央図書館(平成20年6月開館)が配置されている。その他周辺には都立王子特別支援学校・王子第二特別支援学校・北特別支援学校、また、東京成徳大学と東京家政大学があり、文教エリアが形成されている。



### <凡例>

●	区役所 区民事務所 保健所	■	特別養護老人ホーム 高齢者在宅サービスセンター	●	区立幼稚園 教育相談所
■	地域振興室 ふれあい館 北とびあ 区民センター	▲	障害者福祉センター	●	図書館 文化センター 地区体育館
▲	備蓄倉庫 災害用給水所	■	児童遊園	■	その他の学校
●	区立保育園 児童館 学童クラブ	■	小学校	■	都営住宅
○	私立保育園 私立幼稚園	■	中学校	■	機構・公社住宅
		■	小学校通学区域		

## 第2章 地域特性・計画条件の調査

### 2-1 敷地の現状

- ①JR 十条駅より直線で 200mほどの位置にあり、通学距離は最大約 1.5kmほどである。
- ②敷地北側は道路を挟んで都営アパート、南側は特別支援学校が接している。東側は道路を隔てて東京成徳短期大学、西側はJR埼京線に接している。
- ③敷地北側は幅員 6.05～6.18mの道路に面している。敷地東側は幅員 5.29～6.82mの道路に面している。
- ④敷地は南北に約 165m、東西に約 130mのほぼ整形で平坦な土地である。

### 2-2 配置計画での留意点

- ①配置計画にあたっては集合住宅、特別支援学校への配慮が必要である。
- ②周辺道路から敷地へのアプローチは北側、東側からの公道より行う。生徒の通学区域を考慮し、主要な入口を計画する。
- ③敷地内の現状は敷地周囲に樹木があり、良好な環境がつけられている。既存の樹木を極力活かした配置計画が必要である。
- ④敷地西側の線路との境には古い煉瓦の壁が残っており、歴史をつなぐものとして保存することを検討する。

### 2-3 敷地の法規制等の条件

#### (1) 敷地の条件

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| ①地名地番 | 東京都北区十条台一丁目9番33号                   |
| ②敷地面積 | 21,720.22 m <sup>2</sup>           |
| ③土地所有 | 北区                                 |
| ④道路幅員 | 北側：6.05～6.18m、東側 5.29～6.82m        |
| ⑤都市整備 | 排水 公共下水道共用区域<br>電力 東京電力<br>ガス 東京ガス |

## (2) 用途地域・地区等

### ①第一種中高層住宅専用地域

建ぺい率：60%

容積率：150%

許容建築面積：13,032.1 m<sup>2</sup>

許容容積対象床面積：32,580.3 m<sup>2</sup>

### ②防火地域：準防火地域

### ③建物の高さ制限(第一種中高層住宅専用地域(20/10以下))

道路斜線制限：勾配1.25、道路反対境界線から20m.以上無制限

隣地斜線制限：立ち上がり20m+勾配1.25

### ④高度地区：第2種高度地区

### ⑤日影規制：高さ10mを越える建築物が対象

緯度経度：北緯36° 東経139° 45'

測定面：平均地盤面からの高さ4m

日影規制値：5mライン規制値 3時間、10mライン規制値 2時間

## (3) 北区の関係条例・施行細則・指導要綱等

東京都北区文化財保護条例

東京都北区プールに関する条例

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

東京都北区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

東京都北区都市景観づくり条例

東京都北区みどりの条例

東京都北区みどりの条例施行規則

東京都北区水道法施行細則(専用水道の布設工事の確認申請)

東京都北区食品衛生法施行細則(営業許可申請)

東京都北区健康増進法施行細則(給食開始届)

東京都北区建築基準法施行細則

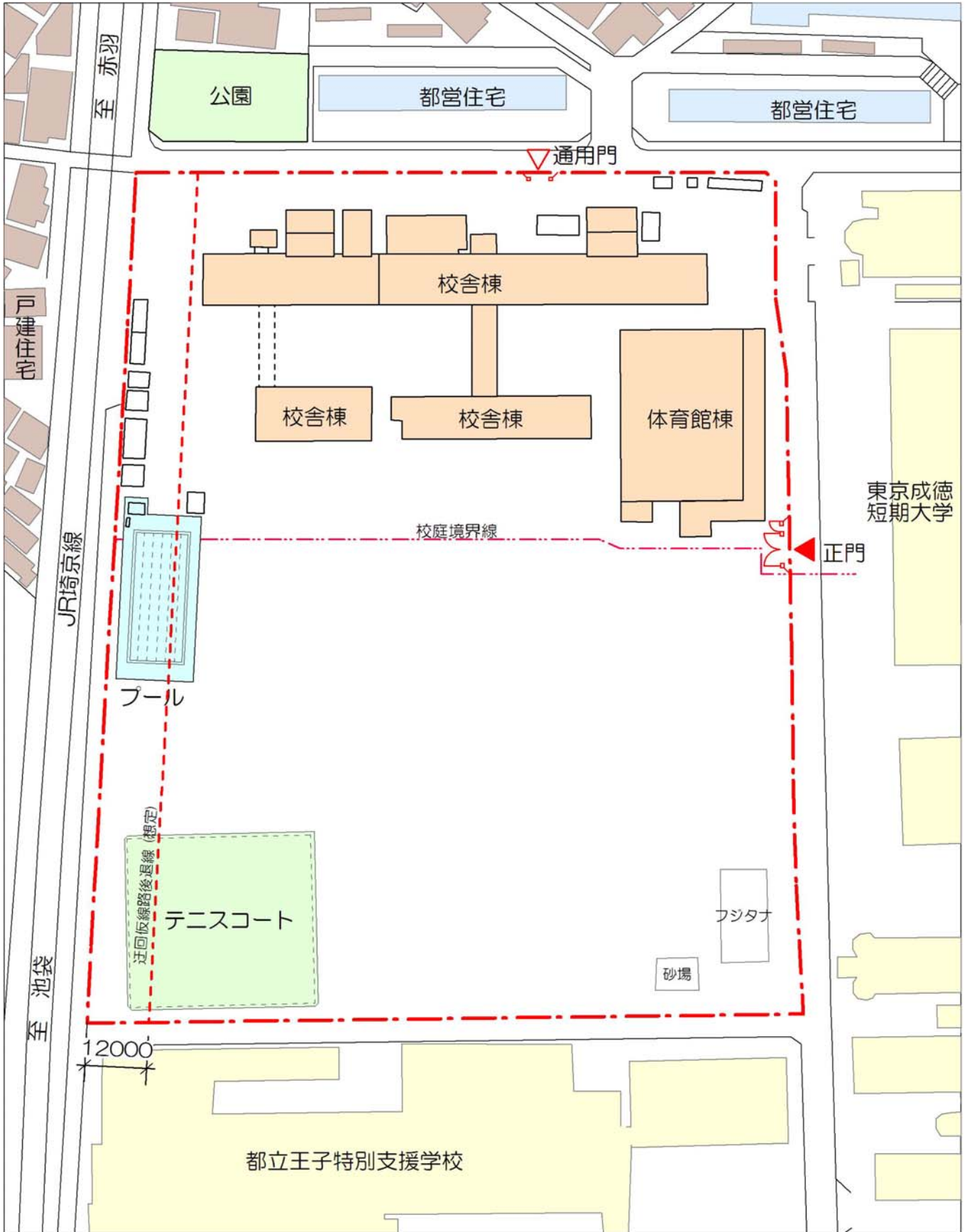
北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱・整備基準

北区居住環境整備指導要綱

雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱

東京都北区建築物の解体工事計画の事前通知に関する指導要綱





真北測定

- ・北緯 35度45分13秒
- ・東経 139度43分35秒
- ・測定器種 TOMIO式
- ・測定 昭和57年5月28日
- 標準時 10時48分11秒
- 真太陽時 11時0分0秒
- ・南中時 11時38分1秒

真北



旧十条中学校 現況配置図



①北側道路より校舎を見る



②北側道路より都営住宅を見る



③東側道路を見る



④南側隣地の特別支援学校を見る



⑤西側線路より敷地を見る



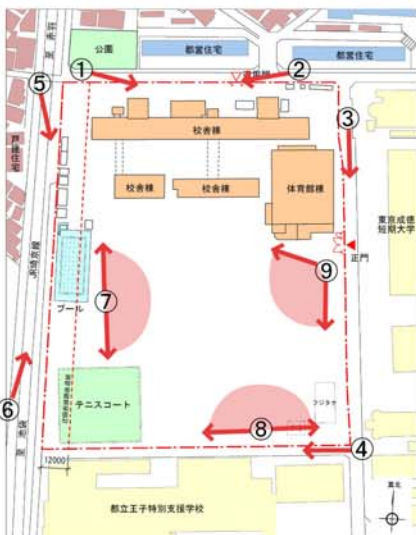
⑥西側道路より敷地を見る



⑦敷地西側よりグラウンドを見る



⑧敷地南側よりグラウンドを見る



⑨敷地東側よりグラウンドを見る



⑩グラウンドより校舎を見る



⑪敷地西側倉庫を見る



⑫校舎棟の間を見る



⑬敷地北西角を見る



⑭敷地北西角より校舎を見る



⑮敷地北側より給食室を見る



⑯体育館と校舎等の間



⑰校舎棟連絡ブリッジを見る



⑱グラウンドより体育館を見る



⑲敷地東側の樹木



⑳敷地南東角の藤棚



㉑敷地南側隣地の養護学校を見る



㉒テニスコート・煉瓦の壁を見る



㉓プールを見る

## 第3章 施設構想

十条地区は、歴史の面影を残した自然豊かな地域である。周辺には文教施設が多く、生涯学習の拠点エリアでもある。既存の煉瓦塀や潤いのある並木道に囲まれた敷地周辺の良好な環境を守り、地域のシンボルとなる学校をめざす。また、十条富士見中学校の最大の特徴である広い敷地を活かした施設整備を行うものとする。

<整備コンセプト>

### 『 豊かな心と体を育む空間 』

<3つの整備方針>

#### ① 伸び伸びとした広がりのある学校づくり

- ・北区立の小・中学校で一番広い校地を活かして、充実した運動施設を整備する。
- ・落ち着いて学習できる場、交流の場、自然を感じられる場など、生徒それぞれが「お気に入りの場所」を見つけられる空間を創造する。

#### ② 「やる気」に応える学校づくり

- ・生徒が自ら学び活動する意識を高めることのできるような、柔軟性のある（フレキシブルな）施設整備をおこなう。
- ・個々の習熟度に合わせた学習に対応する少人数教室を配置する。
- ・環境を考慮した設備を導入し、地球環境問題に対する意識を高める。

#### ③ 周辺地域と調和のとれた学校づくり

- ・文教エリアの一角として、調和のとれた建物を建設する。
- ・敷地周辺に歩道や植栽を整備し、安全で緑豊かな学校をつくる。
- ・施設の地域開放や避難所機能を視野に入れた整備・動線を確保する。

### 3-1 敷地の特徴を活かした周辺地域との調和

計画地は、十条駅からの人の流れに対して、緑豊かな文教地区の玄関口となる。計画地の特徴を活かし、継承しながら、下記にあげる周辺地域の環境との調和を考慮した計画を行うものとする。

#### ■ 既存の並木を保全

地域全体の景観財産として緑豊かな並木を保全することで、地域の人や卒業生等も愛着を抱き続けられるように、従来の景観を積極的に継承する。

#### ■ 北区で最大のグラウンドを維持

現状と同様に、可能な限り広いグラウンドを維持する。従来の利用方法を原則的に継承しながら、積極的な地域開放の促進を図る。

■ 線路からの騒音抑制と煉瓦塀の保全

北区の近代史、郷土史を伝える文化財として、煉瓦塀の一部整備、もしくは再利用を行い、歴史を継承するための保全を検討する。また、煉瓦塀等による教室への騒音に配慮した計画とする。

■ 近隣に良好な環境を提供

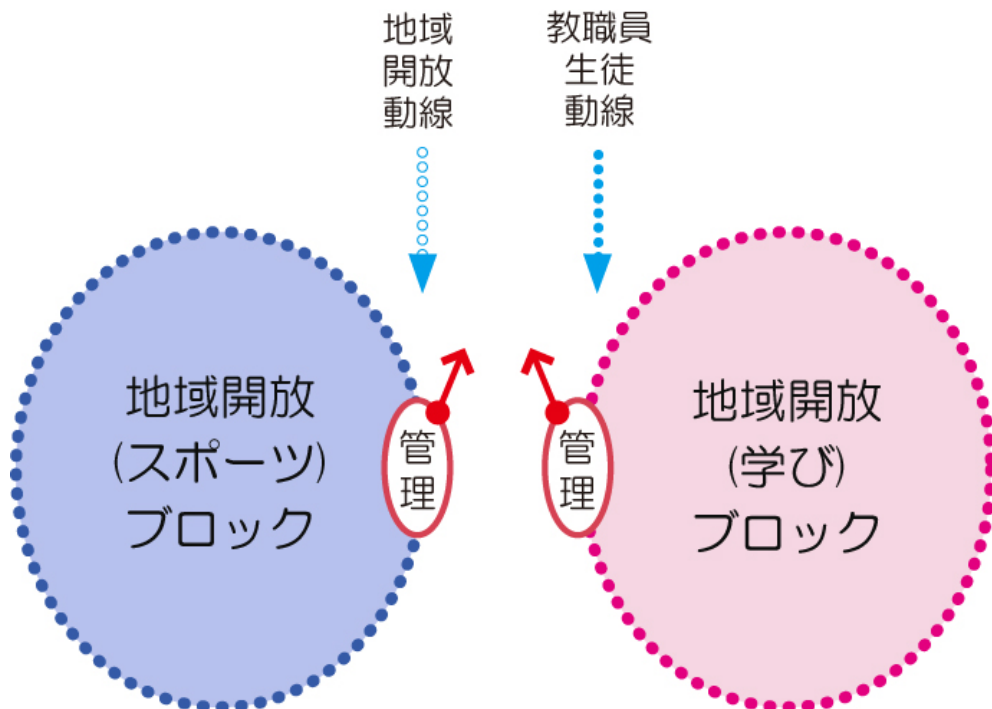
校舎の適切な配置により、近隣住宅等との距離を十分に確保した計画とする。また、敷地境界から校地をセットバックさせ、敷地の一部を緑豊かな歩道として整備して、周辺道路の安全性を高める。その他、敷地内を十分に緑化する等、景観、交通、防災という観点から地域貢献を行うことを検討する。

### 3-2 明確で管理が容易な施設計画

多様な教育活動が十分に展開できる敷地利用計画とする。安全で誰もが安心して利用することができるわかりやすい施設配置とし、生徒がのびのびと学び過ごせる学校づくりをめざすものとする。

■ 地域開放を促す明確なゾーン構成

スポーツゾーンとその他のゾーンを明確に区分することにより、学校も地域も利用しやすく、管理も容易な施設構成とする。体育館、武道場を同じエリアに、また、地域開放が想定される特別教室を集約配置し、グラウンドと共に一体的な地域開放ゾーンを構成する。



■ 管理が容易な施設計画

門、塀でセキュリティーラインを構成して学校の安全を守るとともに、正門、昇降口、グラウンドを容易に一望できる位置に職員室等の管理諸室を配置し、管理拠点を集約する。また、給食室への搬入動線を短くし、利便性を高める計画とする。

### 3-3 学習空間の充実

近年、基礎的・基本的な学力を身につけるため、習熟度や興味・関心などに応じた少人数授業やティームティーチングなど、多様な学習展開に対応した教育空間が求められていることを受け、自学自習と教科への興味を呼び起こすため、普通教室周りに「新世代型学習空間」を設置、特別教室周りに「教科ギャラリー」を設置する。さらに、メディアセンターを校舎の中心に配置し、生徒たちの主体的な学習を支援する計画とする。

#### (1) 「新世代型学習空間」による多様な学習展開の実現

普通教室に隣接して、少人数学習や習熟度別学習での利用、またはICTメディアによる視聴覚室的機能を想定した「新世代型学習空間」を各学年毎に整備する。可動間仕切壁や家具で学習スペースを柔軟に変えることができるようにし、授業や生徒の自主的な利用を促進する。

##### ■ ICTメディア機能

コンピューターや電子黒板等の積極的な活用が行える学習空間として整備する。

##### ■ 少人数教室

普通教室と異なる大きさの少人数教室は、選択学習、少人数授業、習熟度別授業等で利用できるものとし、可動間仕切による室の大きさの変化により、弾力的な学習集団、多様な学習形態での学習を行う。

##### ■ 教師コーナー・教材庫

学年毎に、新世代型学習空間に隣接して、教師コーナー・教材庫を設置する。教師の活動拠点を生徒の近くに設置することにより、より身近なコミュニケーションを促す。

#### (2) 「教科ギャラリー」による自学自習の促進

特別教室周りには、生徒が興味・関心を高めて各教科に自ら取り組む環境となる「教科ギャラリー」を整備する。各教科に関連する標本・資料等教材の展示や学習成果の発表の場として、生徒の目に触れ、関心や意欲を向上させる展示・掲示を行う。

#### (3) 「メディアセンター」を学びの中心に配置

パソコン室と図書室を隣接させて、充実した情報環境をもつ「メディアセンター」を計画する。生徒たちの動線から近い位置に配置することにより、気軽に利用できる施設を整備する。また、授業時間外の自主的な学習の場として、落ち着いた居心地の良い空間づくりを行う。

### 3-4 生活空間の充実

#### (1) うるおいのある生活空間の充実

「学びの場」であると共に「生活の場」であることを重視し、防犯や施設の安全性に配慮した施設整備を行う。統合により生徒数が増え、教師と生徒、または生徒同士の交流をはかる場が一層重要となる。生徒たちがくつろいだ環境で交流できるように、学年ラウンジを設置して、うるおいのある生活空間の充実を図る。

##### ■学年ラウンジ

掲示板、展示棚等を設置して自由な利用を促し、生徒自身が自分たちの過ごしやすい環境をつくり出すことのできる計画とする。それにより、くつろいだ雰囲気の中での交流が可能な空間とする。

##### ■教師コーナー・教材庫

学年毎に、新世代型学習空間に隣接して、教師コーナー・教材庫を設置し、教師の活動拠点を生徒の近くにおくことで、学習相談や生活相談等を行いやすくする。

##### ■中庭を中心とした施設配置

中庭を配置することにより、光と風を最大限に取り込み、快適な学習空間と生活空間を実現する。中央に空間を置くことで建物全体の見通しがよくなり、安全性が高まる。学習テラスとしての利用も想定し、教室と連動した活用ができるような整備を行う。

##### ■明るいトイレ

窓から光が入る明るいトイレを計画するとともに、トイレの前に飾り棚やベンチを設置することを検討し、交流を促す場づくりを図る。

#### (2) エコスクール・防犯・ユニバーサルデザイン

##### ■環境と共生するエコスクールの実現

太陽光利用や雨水、風力等自然エネルギーの利用を検討し、校内緑化を積極的に推進することで環境と調和のとれた「エコスクール」を目指すとともに、環境教育に活用する。

##### ■防犯や施設の安全性への配慮

地域開放を行いながら安全管理を図るため、CPTED（環境設計による犯罪防止）を取り入れた施設整備を行う。学校ゾーンから地域開放ゾーンまで、運用方法に応じた段階的なセキュリティ設定が可能な計画とする。

##### ■ユニバーサルデザインに配慮した計画

誰でも同じように安全に学校を利用できるよう、ユニバーサルデザイン7原則（公平性、単純性、視認性・明確さ、安全性、省体力、余裕のあるスペース、自由性・柔軟性）を取り入れるなど、バリアフリー化を図る。

### 3-5 地域との連携の充実

ランチルームや和室、家庭科室等を中心に、地域コミュニティ拠点ともなる活用を図り、学校ファミリーの推進や地域関連団体の活動の場を創出する。また、地域の防災拠点、避難所の役割を担うことから、災害時の対応に配慮した施設を計画する。

#### (1) 地域コミュニティ拠点としての特別教室

##### ■ランチルーム・家庭科室

ランチルームと家庭科室の隣接配置を検討する。ランチルームでの食事を通じた地域や他世代との交流事業等を想定し、家庭科室との動線に配慮する。また、給食室を隣接させて配膳をスムーズにし、給食室と生徒たちの交流を通じて、食育の推進を実践する。

#### (2) 防災拠点としての施設整備

##### ■避難所として機能するため、下記の整備を行う。

- ・ 建物自体の耐震性を十分に確保
- ・ プール用水、雨水貯留槽等を防災用水源として確保
- ・ マンホールトイレ、防災かまどベンチの設置
- ・ 災害時に怪我をしにくい安全ガラスの設置
- ・ 外部に面して保健室を配置
- ・ 災害時に利用しやすい位置に体育館、武道場を配置
- ・ 防災備蓄庫、防災機器材倉庫、更衣室、トイレを近接配置



## 第4章 施設計画

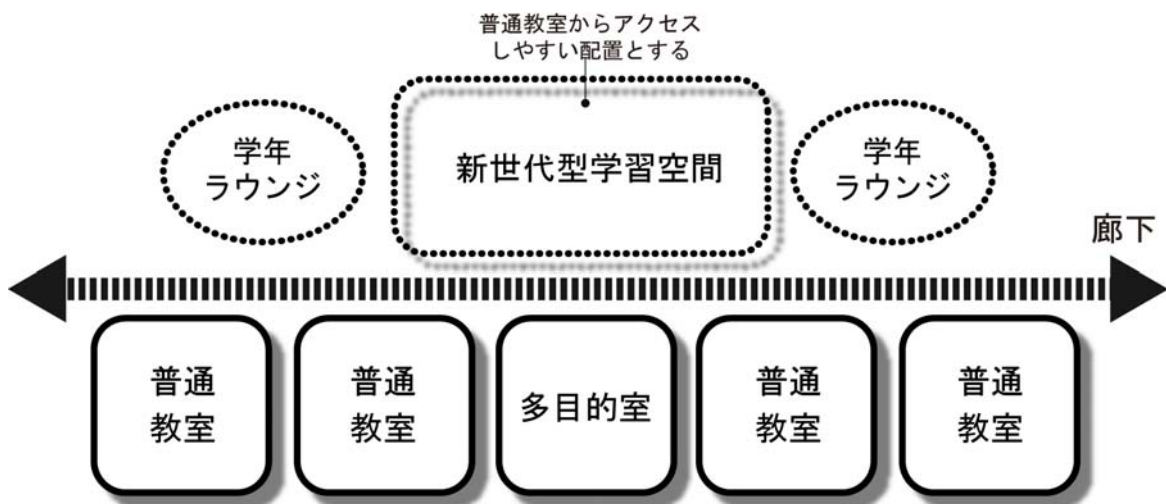
施設計画は「北区立小・中学校整備方針」を基本的考え方とする。

本章においては、十条富士見中学校の整備にあたり、各施設構成において特に配慮すべきと考える点について示す。

### 4-1 施設構成

#### (1) 普通教室ブロック

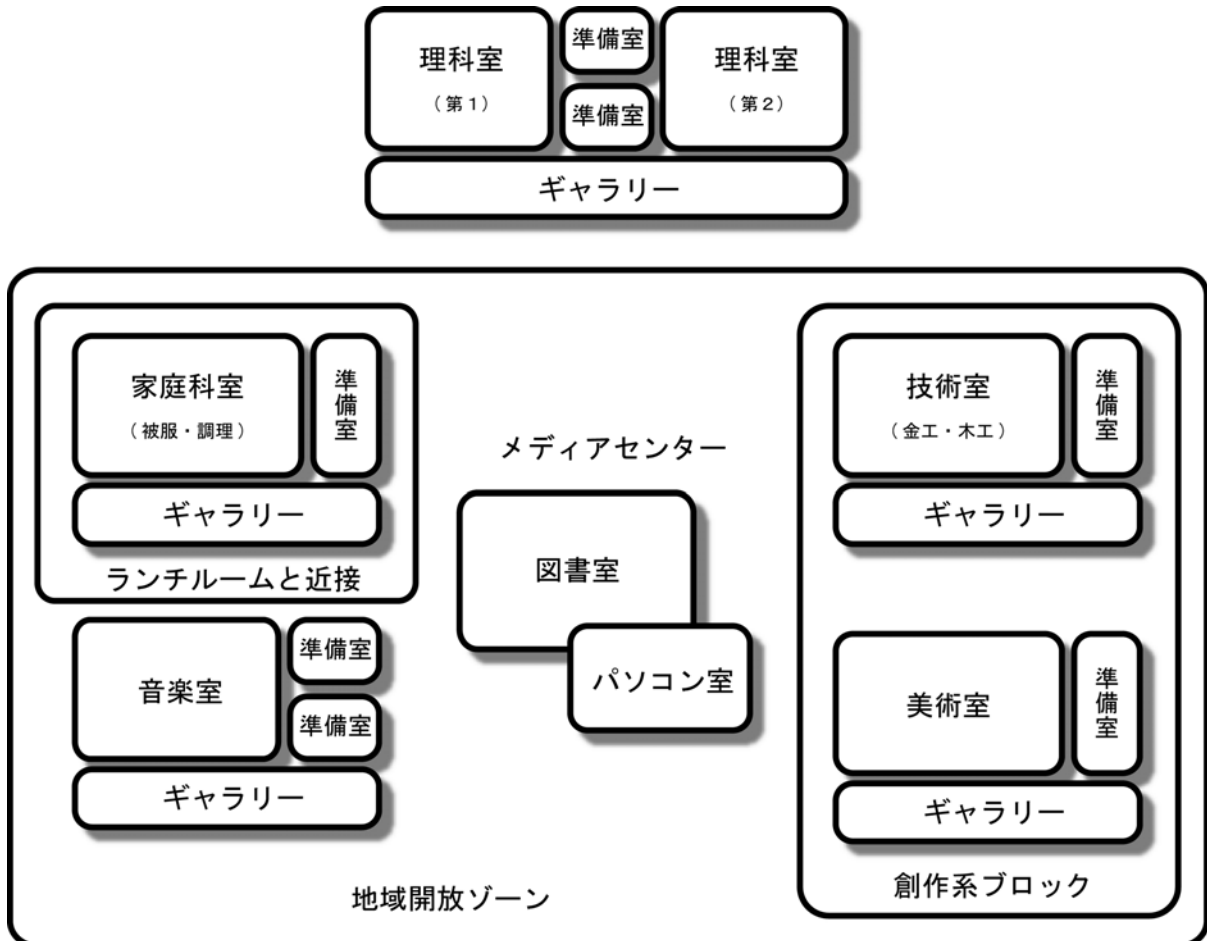
- ①学校生活、学習の拠点となる普通教室を配置し、特別教室を使用する授業以外は、各学級の教室で授業を行うことを基本とする。
- ②学年ごとに新世代型学習空間を配置し、普通教室と連携し、少人数学習や熟練度別学習などきめ細かい教科指導に対応できるようにする。



※ 多目的室：多様な学習活動のスペース（普通教室にも転用可能なつくりとする。）

## (2) 特別教室ブロック

- ① 特別教室を集約配置するとともに、教科ギャラリーを検討し、各教科の学習環境の質を高め、生徒の主体的な学習を促す環境づくりを行う。



※ギャラリー：教科に対する興味・関心を喚起するスペース  
(関連教科毎の教材等、多様な展示、掲示スペース)

## (3) 体育施設ブロック

- ① 体育館  
学校行事や地域開放等を考慮した規模、付属施設、動線を計画する。  
さらに災害時の避難場所として計画する。
- ② 武道場  
新しい学習指導要領による武道の必修化に向けて、武道場を整備する。小ホールとしての利用及び地域開放を想定した配置とする。

#### (4) 管理諸室ブロック

##### ① 管理部門

職員室関係諸室は防犯・防災上からも、学校全体が見渡せる位置とし、生徒が立ち寄りやすい空間として配置する。

##### ② 保健室部門

職員室に近く、屋内外運動施設との連携もよい位置とする。

#### (5) 給食ブロック

##### ① 給食室は、専用の出入口を設ける。

##### ② 給食を安全に運搬、保管するため、各階に配膳室を配置する。

#### (6) その他

##### ① ランチルームは特別教室等と隣接させることで多目的に利用できる計画とする。

##### ② 災害時の防災拠点としての機能が十分発揮出来るような設備を設置する。

##### ③ 各諸室に関しては、スペースの大きさや設備に工夫をし、用途や目的に応じて使い分けできるようにする。

##### ④ 地域へ開放する部屋は施設管理や利用者の利便性を考えて集約的に配置する。

##### ⑤ エレベーターの設置やユニバーサルデザインの採用をはじめ、校舎内をバリアフリー化する。

## 4-2 施設規模

新校舎着工年度(平成22年度)に推定される学級数(4学級×3学年)をもとに規模を設定する。

種類		教室・スペース	部屋数	規模 (72㎡=1)	面積(㎡)
普通教室 ブロック	普通教室	普通教室 (4教室/学年×3学年)	12	12	864.0
	多目的室	多目的室 (普通教室に転用可能な仕様・各学年1室)	3	3	216.0
		新世代学習空間(少人数学習室・各学年2室)	6	3	216.0
特別教室 ブロック	理科	理科室(第1・第2)	2	3	216.0
		準備室	1	0.5	36.0
	音楽	音楽室、準備室	1	2.5	180.0
	美術	美術室、準備室	1	2	144.0
	技術	技術室(金工室・木工室)、準備室	1	3	216.0
	家庭科	家庭科室(調理室・被服室)、準備室	1	3	216.0
	その他	メディアセンター(学校図書館+パソコン室)	1	4	288.0
		和室	1	0.6	43.2
		教科ギャラリー	—	—	—
		生徒会室	1	0.3	21.6
管理諸室 ブロック	管理部門	職員室	1	2.5	180.0
		校長室	1	0.5	36.0
		事務室	1	0.5	36.0
		主事室	1	0.5	36.0
		印刷室	1	0.25	18.0
		放送室	1	0.25	18.0
		大会議室	1	1	72.0
		職員トイレ	1	0.5	36.0
		職員更衣室	1	0.5	36.0
		職員休憩室	1	0.25	18.0
		教材室	3	0.9	64.8
		進路指導室	1	0.3	21.6
		特別支援教室	2	0.5	36.0
		教育相談室及びカウンセリング室	1	0.5	36.0
		保健室部門	保健室	1	1
	給食室ブロック	給食調理室	1	5	360.0
配膳室(各階)		3	0.9	64.8	
ランチルーム		1	2	144.0	
開放諸室ブロック	P T A室	1	0.5	36.0	
	校歴資料コーナー	1	0.5	36.0	
	地域開放室(大会議室等の部屋と共用)	1	—	—	
	体育館開放用事務室	1	0.5	36.0	
	体育館開放用トイレ・更衣室	1	1.2	86.4	
体育施設ブロック	体育館	1	16	1,152.0	
	武道場	1	4.5	324.0	
	プール・更衣室・トイレ	1	11.5	828.0	
併設ブロック	防災備蓄室	1	0.6	43.2	
	防災資機材倉庫	1	0.3	21.6	
共用ブロック	トイレ	各階	—	—	
	生徒用更衣室(各学年)	3	1.5	108.0	
	エレベーター	1	—	—	
	昇降口	—	—	—	
	機械室	—	—	—	
	倉庫	—	—	—	
	廊下等	—	—	—	